

第7期 北九州市障害福祉計画
第3期 北九州市障害児福祉計画

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要

I 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村計画として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即し、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和8(2026)年度末の目標を設定するとともに、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るための取組を定めます。

ア 障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

平成18～ (2006年度) 20年度 (2008年度)	平成21～ (2009年度) 23年度 (2011年度)	平成24～ (2012年度) 26年度 (2014年度)	平成27～ (2015年度) 29年度 (2017年度)	平成30～ (2018年度) 令和2年度 (2020年度)	令和3～ (2021年度) 5年度 (2023年度)	令和6～ (2024年度) 8年度 (2026年度)
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期

イ 児童福祉法第33条の20に基づく障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

平成30～ (2018年度) 令和2年度 (2020年度)	令和3～ (2021年度) 5年度 (2023年度)	令和6～ (2024年度) 8年度 (2026年度)
第1期	第2期	第3期

(2) 国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント

令和5（2023）年5月、厚生労働省は、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように新たな基本指針を定めました。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本的理念は、以下のとおりです。

- ① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害のある人の社会参加を支える取組定着

これらの基本的理念のもと、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することに努めます。

【国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイント】

〔出典〕厚生労働省；「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。

計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

0

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内により細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

1

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3ヵ月後68.9%以上、6ヵ月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 行動支援の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動支援の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健・医療（精神科・精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやペアレンツプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数

○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開拓・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共にする体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

3

2 第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

第6期北九州市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）は、成果目標及び活動指標等、おおむね順調に推移しています。

（Ⅰ）成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 施設入所者の地域生活移行

令和5（2023）年度末において、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標としました。

令和元年度末の福祉施設の入所者数 (2019年度末)	1,356人
令和5年度末の地域生活への移行（目標） (2023年度末)	82人以上

6%以上移行

イ 施設入所者数の減員

令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上減員することを目標としました。

令和元年度末の福祉施設の入所者数 (2019年度末)	1,356人
令和5年度末の福祉施設の入所者数（目標） (2023年度末)	1,334人以下

1.6%以上減員

【達成状況】※ 令和5（2023）年度は推計

令和元年度末時点の （2019年度末） 福祉施設の入所者 A	1,356人
--------------------------------------	--------

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	目標値
各年度末までに地域生活に移行した人数	41人 (3.0%)	57人 (4.2%)	76人 (5.6%)	6%以上
各年度末までの福祉施設の入所者の減員数 B	39人 (▲2.9%)	43人 (▲3.2%)	57人 (▲4.2%)	▲1.6%以上
各年度末時点の福祉施設の入所者数 A - B	1,317人	1,313人	1,299人	1,334人以下

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保される仕組みを指します。

ア 精神病床における入院患者について

令和5（2023）年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数は2,017人以下を目標とします。

令和5年度末の一年以上長期入院患者数 (2023年度末) (目標)	2,017人以下
---	----------

イ 精神病床における早期退院率

令和5（2023）年度末における、入院後3か月時点の退院率については、福岡県が示す目標値と同値とし、69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上することを目標としました。

入院後3か月時点の退院率（目標）	69%以上
入院後6か月時点の退院率（目標）	86%以上
入院後1年時点の退院率（目標）	92%以上

【達成状況】※令和5（2023）年度は推計

ア 精神病床における入院患者について

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度) 目標値
令和5年度末の一年 (2023年度末) 以上長期入院患者数	2,192人	2,143人	2,100人	2,017人 以下

イ 精神病床における早期退院率

項目	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和5年度 (2023年度) 目標値
入院後3か月時点の退院率	—	—	—	69%以上
入院後6か月時点の退院率	—	—	—	86%以上
入院後1年時点の退院率	—	—	—	92%以上

*各年「—」の理由：平成30（2018）年度より厚生労働省の調査結果の集計方法が変更され、県単位での退院率しか算出されなくなつたため。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、「面的整備型」として、令和5（2023）年度末まで1箇所以上維持しつつ、その運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目標としました。

地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

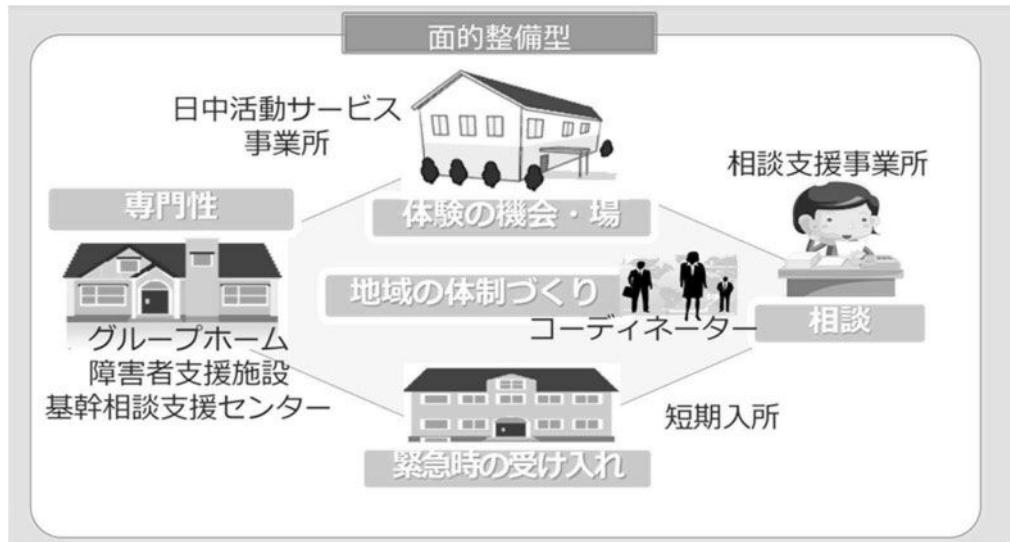
地域生活支援拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」として整備することとされています。

【達成状況】

地域生活支援拠点等を地域の体制づくりを行うコーディネーターを配置し、緊急時の受入施設を確保し、面的な体制として、1箇所維持しています。

令和3（2021）年度は、緊急時の受入施設として、3施設各1床空床を、令和4（2022）年度は、2施設各1床空床を確保しています。いずれも①介護者の不測の事態で在宅での支援が困難なケース（従来の機能）や、②新型コロナウイルス感染症等で在宅での支援が困難なケースを受入対象者としました。受入実績は、令和3（2021）年度は4名、令和4（2022）年度は2名。また、機

能充実に向けた検証・検討会については、北九州市障害者自立支援協議会において、令和3（2021）年度は5回、令和4（2022）年度は2回実施しています。



[出典] 厚生労働省；「地域生活支援拠点等の整備について」

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.11倍以上とすることを目指しました。

令和元年度の一般就労への移行（実績） (2019年度)	229人
令和5年度の一般就労への移行（目標） (2023年度)	255人以上

1.11倍以上

イ 就労定着支援に関する目標について

令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を増加させるとともに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上の事業所を全体の8割以上とすることを目指しました。

【達成状況】※令和5（2023）年度は推計

項目	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	目標値
一般就労への移行	254人	305人	326人	255人以上
就労定着支援事業の利用者数	33.8%	41.8%	46.4%	27.9%以上 (令和元年度実績)
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上	75%	50%	80%	8割以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標としました。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

聴覚障害のある子どもに対する支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行うことを目標としました。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標としました。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図り、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進す

とともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置することを目指しました。

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図ることを目指しました。

【達成状況】

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

保育所等訪問支援の利用児童数及び利用日数は増加しています。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

国の「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」により、聴覚障害児に対応する協議会の設置、聴覚障害児支援の関係機関との連携、家族支援、巡回支援、聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施を行うことで、中核機能として切れ目のない支援を行いました。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保について

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援について、利用児童数・利用日数ともに増加しています。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

医ケア児協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図りました。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置しています。

才 保育所等における障害のある子どもの受入れ
保育所等訪問支援の利用児童数及び利用日数は増加しています。
また、医療型児童発達支援事業所の新規開設はありませんが、居宅訪問型児童発達支援の利用児童数及び利用日数は増加傾向にあります。
なお、令和元（2019）年度に設置した医ケア児協議会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図りました。
障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に問わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めています。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援を強化する体制を確保することを目標としました。

【達成状況】

活動指標のなかで一部見込みを下回ったものもありましたが、概ね見込みどおりでした。障害者基幹相談支援センターにおける、総合的・専門的な相談支援の実施や、研修や会議等を通じた人材育成及び相談支援体制の強化について、一定の成果を得ることができました。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5（2023）年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築することを目標としました。

【達成状況】

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、例月の審査事務等において、誤った報酬請求に対する指導・助言を連携して行いました。

また、指導監査結果の関係自治体との共有について、県・政令市・中核市間で年に2回行っているほか、随時県から全国の事例に関する情報提供が行われており、連携して対応しました。

⑧ 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

令和5（2023）年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築することを目指しました。

【達成状況】

発達障害のある人等の地域生活の安定及び福祉の向上を図るため、発達障害者支援地域協議会に3つの専門部会を立ち上げ、市内の実態把握、特性評価（MSPA）基本手立ての普及、強度行動障害支援等について検討しました。

(2) 活動指標 ※令和5(2023)年度は推計

① 訪問系サービス

○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	2,018人	2,050人	2,082人
	実績	2,054人	2,107人	2,140人
利用時間	見込	48,832時間	50,502時間	52,171時間
	実績	50,914時間	53,333時間	57,244時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)
以下同じ

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	2,920人	2,930人	2,940人
	実績	2,958人	2,960人	2,977人
利用日数	見込	59,557人日	60,300人日	61,044人日
	実績	61,464人日	61,287人日	61,955人日

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

以下同じ

イ 自立訓練(機能訓練)

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	15人	16人	17人
	実績	9人	8人	8人
利用日数	見込	328人日	352人日	375人日
	実績	184人日	149人日	150人日

ウ 自立訓練(生活訓練)…宿泊型自立訓練含む

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	185人	185人	185人
	実績	196人	193人	195人
利用日数	見込	3,900人日	3,900人日	3,900人日
	実績	3,761人日	3,474人日	3,512人日

エ 就労移行支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	365人	367人	368人
	実績	382人	368人	370人
利用日数	見込	6,377人日	6,431人日	6,486人日
	実績	6,814人日	6,693人日	6,801人日

オ 就労継続支援(A型)

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	1,011人	1,020人	1,028人
	実績	1,033人	1,121人	1,169人
利用日数	見込	21,345人日	21,655人日	21,924人日
	実績	21,689人日	24,050人日	25,161人日

カ 就労継続支援(B型)

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	2,612人	2,667人	2,714人
	実績	2,766人	3,037人	3,240人
利用日数	見込	45,064人日	46,100人日	47,000人日
	実績	48,646人日	54,763人日	59,395人日

キ 就労定着支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	140人	145人	150人
	実績	137人	138人	158人

ク 療養介護

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	295人	300人	305人
	実績	297人	300人	303人

ケ 福祉型短期入所

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	493人	505人	518人
	実績	399人	385人	389人
利用日数	見込	2,812人日	2,890人日	2,970人日
	実績	2,831人日	2,695人日	2,759人日

コ 医療型短期入所

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	75人	75人	75人
	実績	62人	71人	72人
利用日数	見込	428人日	428人日	428人日
	実績	330人日	366人日	366人日

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	3人	6人	9人
	実績	0.3人	0.1人	1人

イ 共同生活援助(グループホーム)

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	1,410人	1,480人	1,550人
	実績	1,500人	1,617人	1,740人

ウ 施設入所支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	1,349人	1,342人	1,334人
	実績	1,323人	1,311人	1,295人

④ 地域生活支援拠点等

ア 地域生活支援拠点等の設置

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
設置個所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
	実績	1箇所	1箇所	1箇所

※ 面的整備としての体制での箇所数

イ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	見込	3回	3回	3回
	実績	5回	2回	2回

⑤ 相談支援

ア 計画相談支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	9,150人	9,450人	9,750人
	実績	9,276人	9,745人	10,050人

イ 地域移行支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	40人	45人	50人
	実績	28人	21人	25人

ウ 地域定着支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	40人	45人	50人
	実績	42人	46人	47人

⑥ 障害のある子どもに対する支援

ア 児童発達支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	628人	648人	668人
	実績	763人	934人	1,070人
利用日数	見込	8,100人日	8,358人日	8,616人日
	実績	9,706人日	11,369人日	12,800人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

以下同じ

イ 医療型児童発達支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	0人	5人	10人
	実績	0人	0人	0人
利用日数	見込	0人日	20人日	40人日
	実績	0人日	0人日	0人日

ウ 放課後等デイサービス

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	1,976人	2,050人	2,116人
	実績	2,262人	2,579人	2,882人
利用日数	見込	31,215人日	32,882人日	34,326人日
	実績	35,309人日	39,471人日	44,282人日

工 保育所等訪問支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	55人	55人	55人
	実績	53人	81人	95人
利用日数	見込	60人日	60人日	60人日
	実績	60人日	93人日	111人日

才 居宅訪問型児童発達支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	2人	3人	4人
	実績	5人	6人	7人
利用日数	見込	10人日	15人日	20人日
	実績	14人日	15人日	16人日

力 福祉型障害児入所支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	62人	62人	62人
	実績	57人	57人	57人

キ 医療型障害児入所支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	37人	38人	39人
	実績	34人	30人	31人

ク 障害児相談支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用児童数	見込	3,000人	3,300人	3,600人
	実績	2,966人	3,400人	3,800人

ケ 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
配置人数	見込	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人

※ 配置人数:コーディネーター配置人数(人/年)

⑦ 発達障害者支援関係

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	見込	4回	4回	4回
	実績	0回	2回	3回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談件数	見込	3,800件	3,800件	3,800件
	実績	3,883件	3,588件	3,700件

※ 相談件数:年間相談件数(件/年)

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助言件数	見込	54件	54件	54件
	実績	33件	26件	30件

※ 助言件数:年間助言件数(件/年)

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
研修、啓発 件数	見込	29件	29件	29件
	実績	22件	42件	32件

※ 研修啓発件数:年間研究啓発件数(件/年)

オ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
受講者数	見込	15人	15人	15人
	実績	11人	11人	11人

※ 受講者数:年間受講者数(人/年)

カ ペアレントメンターの人数

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人数	見込	13人	23人	23人
	実績	19人	18人	18人

※ 人数:登録人数(人/年)

キ ピアサポートの活動への参加人数

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
人数	見込	15人	15人	15人
	実績	47人	31人	40人

※ 人数:グループワークや研修会等への参加延人数(人/年)

⑧ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
開催回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回
関係者の 参加者数	見込	32人	32人	32人
	実績	27人	31人	32人
目標設定・評価 の実施回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

イ 精神障害のある人の地域移行支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	35人	40人	45人
	実績	26人	19人	22人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

以下同じ

ウ 精神障害のある人の地域定着支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	20人	24人	27人
	実績	22人	29人	25人

エ 精神障害のある人の共同生活援助

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	569人	632人	701人
	実績	686人	743人	790人

オ 精神障害のある人の自立生活援助

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数	見込	3人	6人	9人
	実績	0人	0人	0人

⑨ 相談支援体制の充実・強化のための取組

ア 総合的・専門的な相談支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援	見込	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

イ 地域の相談支援体制の強化

(ア) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
指導・助言件数	見込	5件	10件	15件
	実績	5件	13件	15件

(イ) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
支援件数	見込	80件	80件	80件
	実績	48件	34件	40件

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施回数	見込	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	6回

⑩ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援	見込	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係

自治体との共有

見込む単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
審査・監査結果の共有回数	見込	2回	2回	2回
	実績	2回	2回	2回

(3) 地域生活支援事業

※令和5（2023）年度は推計

事業名	単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者差別解消・共生社会推進事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
触法障害者支援事業	支援の実施	見込	有	有	有
		実績	有	無(別事業で実施)	無(別事業で実施)
ピアカウンセリング事業	箇所数	見込	6箇所	6箇所	6箇所
		実績	6箇所	6箇所	6箇所
地域精神保健福祉対策(ピアサポート事業)	活動件数	見込	12件	13件	14件
		実績	5件	6件	5件
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成	見込	8人	8人	8人
		実績	7人	3人	8人
本人活動支援事業(ボランティア活動参加促進)	活動回数	見込	62回	62回	62回
		実績	41回	80回	74回
障害者相談支援事業(障害者基幹相談支援センター)	箇所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
		実績	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
発達障害者支援センター運営事業	利用者数	見込	1,008人	1,008人	1,008人
		実績	787人	776人	781人
成年後見制度利用支援事業	利用者数	見込	7人	7人	7人
		実績	5人	5人	7人
成年後見制度法人後見支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
手話通訳者派遣事業	派遣件数	見込	2,915件	3,060件	3,213件
		実績	2,837件	2,733件	2,870件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	見込	210件	220件	231件
		実績	100件	72件	76件
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	見込	229件	240件	252件
		実績	178件	277件	290件

事業名	単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	給付又は貸与件数	見込	99 件	101 件	103 件
		実績	93 件	118 件	107 件
自立生活支援用具	給付又は貸与件数	見込	379 件	387 件	395 件
		実績	192 件	234 件	223 件
在宅療育等支援用具	給付又は貸与件数	見込	291 件	297 件	303 件
		実績	256 件	244 件	264 件
情報・意思疎通支援用具	給付又は貸与件数	見込	372 件	379 件	386 件
		実績	257 件	246 件	280 件
排泄管理支援用具	給付又は貸与件数	見込	12,535 件	12,778 件	13,027 件
		実績	13,092 件	13,167 件	13,414 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	見込	27 件	28 件	29 件
		実績	22 件	17 件	19 件
手話奉仕員養成事業	養成人数	見込	80 人	80 人	80 人
		実績	65 人	79 人	80 人
手話通訳者養成事業	養成人数	見込	24 人	24 人	24 人
		実績	32 人	41 人	37 人
要約筆記者養成事業	養成人数	見込	10 人	10 人	10 人
		実績	7 人	4 人	10 人
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成人数	見込	10 人	(10 人)	10 人
		実績	1 人	—	10 人
移動支援事業	利用者数	見込	583 人	593 人	603 人
		実績	424 人	424 人	425 人
	利用時間	見込	86,597 時間	86,797 時間	86,997 時間
		実績	64,021 時間	62,874 時間	63,754 時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	見込	5 人	5 人	5 人
		実績	2 人	2 人	3 人
地域活動支援センター事業	箇所数	見込	8 箇所	8 箇所	8 箇所
		実績	8 箇所	8 箇所	9 箇所
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート従事者数	見込	13 人	13 人	13 人
		実績	10 人	14 人	15 人
福祉ホーム	利用者数	見込	20 人	20 人	20 人
		実績	12 人	11 人	11 人

事業名	単位等		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	見込	700人	700人	700人
		実績	882人	1,018人	950人
訪問入浴サービス	利用者数	見込	22人	22人	22人
		実績	17人	20人	19人
	利用回数	見込	1,297回	1,297回	1,297回
		実績	1,004回	1,189回	1,107回
日中一時支援事業(日帰りショートステイ)	利用者数	見込	142人	147人	152人
		実績	101人	123人	125人
	利用回数	見込	6,662回	6,862回	7,062回
		実績	5,343回	6,990回	7,279回
障害者スポーツ大会	参加者数	見込	515人	525人	535人
		実績	大会中止	155人	210人
障害者スポーツ教室	箇所数	見込	22箇所	23箇所	24箇所
		実績	14箇所	17箇所	17箇所
点字・声の広報等発行事業	発行回数	見込	32回	32回	32回
		実績	33回	32回	29回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	見込	11人	11人	11人
		実績	5人	6人	10人
音訳奉仕員養成事業	養成人数	見込	14人	14人	14人
		実績	7人	10人	10人
芸術文化活動振興	出展数	見込	216点	226点	236点
		実績	260点	225点	235点

3 計画で定める項目

障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等(障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業)及び障害児通所支援等(障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援)を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として、以下の内容を定めます。

① 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標(以下「**成果目標**」という。)を設定します。

成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標(3) 地域生活支援の充実

成果目標(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

成果目標(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

② 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等(以下「**活動指標**」という。)を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

・訪問系サービス 　・日中活動系サービス

・自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援 　・相談支援

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3) 地域生活支援の充実

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

(6) 相談支援体制の充実・強化等

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(8) 発達障害のある人等に対する支援

③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう本市の実情に応じて、次の事項を定めます。

(1) 市が実施する事業の内容

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保の方策

○ 成果目標と活動指標

項目	成果目標
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>ア 令和8(2026)年度末において、令和4(2022)年度末時点の福祉施設の入所者数の6.5%以上が地域生活へ移行する。</p> <p>イ 令和8(2026)年度末の福祉施設の入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上減員する。</p>
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和8(2026)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を2,082人以下とする。
(3)地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和8(2026)年度末まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催する。
(4)福祉施設から一般就労への移行等	<p>ア 令和8(2026)年度中就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、令和4(2022)年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。</p> <p>イ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業を6割以上とする。</p> <p>ウ 就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との充実した連携体制の構築を推進する。</p> <p>エ 就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。</p> <p>オ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とする。</p>

活動指標

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数及び量
 - ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量
 - ・ 就労定着支援、療養介護の利用者数
 - ・ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数及び量
 - ・ 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の利用者数
 - ・ 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数
-
- ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
 - ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
 - ・ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ・ 精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数
-
- ・ 地域生活支援拠点等の設置数
 - ・ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置人数
 - ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
-
- ・ 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数及び量【再掲】
 - ・ 就労定着支援の利用者数【再掲】
 - ・ 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数及び量【再掲】
 - ・ 就労選択支援の利用者数及び量【再掲】
 - ・ 就労定着実績体制加算の支給決定数

項目	成果目標
(5)障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等	<p>ア 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図る。</p> <p>イ 聴覚障害のある子どもの支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。</p> <p>ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。</p> <p>エ 北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。</p> <p>オ 関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。そのため、受入れ体制の維持（全施設の維持）を目標とする。</p> <p>カ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。</p>
(6)相談支援体制の充実・強化等	<p>障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。</p>

活動指標

- ・児童発達支援の利用児童数及び量
- ・放課後等デイサービスの利用児童数及び量
- ・保育所等訪問支援の利用児童数及び量
- ・居宅訪問型児童発達支援の利用児童数及び量
- ・福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援の利用児童数
- ・障害児相談支援の利用児童数
- ・医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

- ・基幹相談支援センターの設置の有無
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数及び個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数
- ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数
- ・計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の利用者数

項目	成果目標
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和8（2026）年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築する。
(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化	令和8（2026）年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進める。

活動指標

- ・ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有
-
- ・ 発達障害者支援地域協議会の開催回数
 - ・ 発達障害者支援センターによる相談件数
 - ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
 - ・ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
 - ・ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
 - ・ ペアレントメンターの人数
 - ・ ピアサポートの活動への参加人数

第6章 成果目標及び活動指標等

I 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

(I) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活移行

令和8（2026）年度末において、令和4（2022）年度末時点の福祉施設の入所者数の6.5%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

令和4年度末の福祉施設の入所者数	1,313人
令和8（2026）年度末の地域生活への移行（目標）	85人以上

6.5%以上移行

イ 福祉施設の入所者数の減員

令和8（2026）年度末の福祉施設の入所者数を令和4（2022）年度末時点の福祉施設の入所者数から5%以上減員することを目標とします。

令和4年度末の福祉施設の入所者数	1,313人
令和8（2026）年度末の福祉施設の入所者数（目標）	1,247人以下

5%以上減員

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、令和4（2022）年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、令和8（2026）年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定しました。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 訪問系サービス

- ・居宅介護（利用者数、利用時間数）
- ・重度訪問介護（利用者数、利用時間数）
- ・同行援護（利用者数、利用時間数）
- ・行動援護（利用者数、利用時間数）
- ・重度障害者等包括支援（利用者数、利用日数）

○ 日中活動系サービス

- ・生活介護（利用者数、利用日数）
- ・自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
- ・自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
- ・就労選択支援（利用者数、利用日数）
- ・就労移行支援（利用者数、利用日数）
- ・就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
- ・就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
- ・就労定着支援（利用者数）
- ・療養介護（利用者数）
- ・短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）

○ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

- ・自立生活援助（利用者数）
- ・共同生活援助（利用者数）
- ・施設入所支援（利用者数）

○ 相談支援

- ・計画相談支援（利用者数）
- ・地域移行支援（利用者数）
- ・地域定着支援（利用者数）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」・・・P. | 2 | 参照)

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

成果目標

令和8（2026）年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数は2,082人以下を目標とします。

令和8（2026）年度末の一年以上
長期入院患者数（目標）

2,082人以下

目標設定の考え方

福岡県保健医療計画（第8次）に基づき設定する人数（10,012人）を基に、北九州市の長期入院患者の割合（20.8%（令和4年6月末における福岡県内の長期入院患者のうち北九州市の長期入院患者の割合））を乗じて算出しました。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- ・精神障害のある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者数

(3) 地域生活支援の充実

成果目標

地域生活支援拠点等（P. 122～123参照）の機能のうち、「緊急時の受け入れ・対応」については、令和8（2026）年度末まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目指します。

目標設定の考え方

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制の確保や、体験の機会・場の提供や入所施設や病院等から一人暮らしなどへの移行支援等のため、地域の社会資源を活用し、地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、地域のニーズや課題に応えられているかを継続的に検証・検討を行うこととしました。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 地域生活支援

- ・ 地域生活支援拠点等の設置数
- ・ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置人数
- ・ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護）を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

成果目標

令和8（2026）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和4（2022）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上することを目標としました。

令和4年度の一般就労への移行（実績）	305人
令和8（2026）年度の一般就労への移行（目標）	390人以上

1.28倍以上

目標設定の考え方

一般就労移行者数が毎年増加していることから、令和4（2022）年度実績を基準に国の目標値を令和8（2026）年度の目標としました。

イ 就労移行支援に関する目標について

成果目標

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標としました。

目標設定の考え方

令和4（2022）年度の実績は、すでに国の目標値（5割以上）を達成していることから6割以上とすることを令和8（2026）年度の目標としました。

ウ 就労支援ネットワークの強化等に関する目標について

成果目標

就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との充実した連携体制の構築を推進します。

目標設定の考え方

関係機関の相互理解や情報共有を強化し、就労支援の質の確保に努めることで円滑な就労移行体制の確保を図ります。

エ 就労定着支援事業の利用者数に関する目標について

成果目標

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度実績の1.41倍（205人以上）とすることを目標としました。

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数（実績）	145人	1.41 倍以上
令和8（2026）年度末の就労定着支援事業の利用者数（目標）	205人以上	

目標設定の考え方

国の目標値どおり、令和8（2026）年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とすることを目標としました。

オ 就労定着支援に関する目標について

成果目標

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上とすることを目標としました。

目標設定の考え方

国の目標値を令和8（2026）年度の目標としました。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野8「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（2）障害者雇用の促進」「（3）障害特性に応じた就労支援」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○ 日中活動系サービス

- ・就労移行支援（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）【再掲】

- ・就労定着支援（利用者数）【再掲】
- ・生活介護（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労選択支援（利用者数、利用日数）【再掲】
- ・就労定着実績体制加算の支給決定数（件数）

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

成果目標

児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として、地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、国が示す成果目標を達成していることから、今後も事業所の適切な運営に取り組んでいくこととします。

加えて、地域の障害のある子どもやその家族への相談、施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設としての児童発達支援センターの役割を踏まえ、さらなる地域支援（保育所等訪問支援等）の充実を図ることを北九州市の目標として設定しました。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援のための中核機能を果たす体制の確保について

成果目標

聴覚障害のある子どもの支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携の体制の構築を推進していきます。

目標設定の考え方

児童発達支援センターや特別支援学校等の関係機関との連携を強化することで、聴覚障害のある子どもに対する乳児からの適切な支援体制の確保を図ります。

ウ 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

成果目標

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市には、重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があることから、数値目標は設けず、既存の事業所の適切な運営に取り組むこととします。

また、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある子どもに発達支援を提供するサービスのニーズがあることから、居宅訪問型児童発達支援の充実を図ることを目標としました。

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

成果目標

北九州地域医療的ケア児支援協議会（以下「医ケア児協議会」という。）を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。

目標設定の考え方

北九州市では、すでに医ケア児協議会を設置していることから、数値目標は設けず、今後も関係機関との連携を進めていきます。

また、医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置します。

オ 保育所等における障害のある子どもの受入れ

成果目標

関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図ります。

目標設定の考え方

障害のある子どもの受入れについては、現在、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等において既に行っており、今後も障害の有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、受入れ体制の維持、実施内容の充実に努めています。

力 障害児入所施設からの移行調整について

成果目標

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、国が示す目標値を達成していることから、今後も引き続き適切な移行調整に取り組んでいくこととします。

加えて、支援に携わる関係機関との連携の充実を図ることとしました。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（5）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

- 障害のある子どもに対する支援
 - ・児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）
 - ・保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）
 - ・居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）
 - ・福祉型障害児入所支援（利用児童数）
 - ・医療型障害児入所支援（利用児童数）
 - ・障害児相談支援（利用児童数）
 - ・医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（配置人数）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保します。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

目標設定の考え方

北九州市では、障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的な相談支援を行うとともに、地域における身近な相談を担う相談支援専門員に向けた研修や会議等を通じて、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を実施する体制の確保を図ります。

また、協議会における専門部会や相談支援事業所の参画による事例検討等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○相談支援

- ・基幹相談支援センターの設置の有無
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数及び個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数
- ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数

- ・計画相談支援（利用者数）【再掲】
- ・地域移行支援（利用者数）【再掲】
- ・地域定着支援（利用者数）【再掲】

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標

令和8（2026）年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」及び「指導監査結果の関係自治体との共有」の実施体制を構築することを目標とします。

目標設定の考え方

障害福祉サービス等の多様化、多数の事業者参入という状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、①福祉事務所職員の障害者総合支援法の具体的な内容の理解、②事業所の不適切な事業運営や誤った報酬請求に対する適切な改善指導と厳正な対応に取り組む体制の確保を図ることとします。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち特に「（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」及び「（3）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（福祉事務所職員の研修受講割合）
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有（審査・監査結果の共有回数）

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

成果目標

発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進めることを目標とします。

目標設定の考え方

発達障害のある人等の地域生活の安定及び福祉の向上を図るため、発達障害についての普及啓発や、発達障害者支援センターの運営（委託）、発達障害者支援地域協議会の開催等を通して、成人後までの支援体制の構築を図ります。

また、強度行動障害については、発達障害者支援地域協議会において令和3（2021）年度に実施した実態調査の結果を踏まえて支援体制の整備を進めます。

目標達成のための取組

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち特に「（3）相談支援体制の充実」、「（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」及び「（5）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努めます。

成果目標に係る事業の活動指標

○発達障害のある人等に対する支援

- ・発達障害者支援地域協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターによる相談件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み(活動指標)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 訪問系サービス

ア 居宅介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,847人	1,879人	1,912人
利用時間	34,304時間	34,795時間	35,292時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

見込量の設定の考え方

居宅介護は、在宅の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 重度訪問介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	45人	53人	62人
利用時間	22,221時間	25,609時間	29,514時間

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用時間:月平均利用延べ時間(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間)

見込量の設定の考え方

重度訪問介護は、在宅の重度の障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが高く、利用者が増加していることから、近年の伸び率を基本に

見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 同行援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	287人	293人	300人
利用時間	4, 227時間	4, 382時間	4, 542時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

同行援護は、視覚障害のある人が外出する際の支援を行うサービスとしてのニーズが高く、利用者も増加傾向にあることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 行動援護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	5人	5人	5人
利用時間	73時間	75時間	77時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

行動援護は、行動上著しい困難を有する障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズが一定程度あることから、今後も一定の利用水準を保つものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

才 重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	0人	0人	1人
利用日数	0人日	0人日	30人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均延べ利用日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

重度障害者等包括支援は、市内にサービス提供事業所はなく、新たに事業所の開設を見込むことが困難な状況ですが、一定程度のニーズはあるものと考えられることから、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	2,993人	3,008人	3,024人
利用日数	62,980人日	64,021人日	65,080人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用が増加しています。

また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれていることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 自立訓練(機能訓練)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	8人	9人	9人
利用日数	153人日	157人日	160人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、北九州市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 自立訓練(生活訓練)…宿泊型自立訓練含む

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	197人	199人	202人
利用日数	3,551人日	3,590人日	3,629人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労選択支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	—	193人	386人
利用日数	—	2,702人日	5,404人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

令和7(2025)年10月に創設が予定されている新たなサービスであり、サービス提供事業者の開設及び利用の開始等に時間を要すると考えられることから、制度開始直後は少なく、その後は、増加していくものとして利用者数等の見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

才 就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	372人	373人	375人
利用日数	6,892人日	6,985人日	7,079人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基
本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行う
ことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

才 就労継続支援(A型)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,209人	1,250人	1,293人
利用日数	26,401人日	27,702人日	29,068人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び
率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行う
ことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 就労継続支援（B型）

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	3,461人	3,696人	3,947人
利用日数	64,408人日	69,844人日	75,738人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人／月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

市内のサービス提供事業所数、利用者数ともに増加しており、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	174人	189人	205人

※ 利用者数：月平均利用人数（人／月）

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8年度末（2026年度末）の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ヶ 療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	305人	307人	309人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用のニーズはあるものと考えられることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

コ 福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	392人	396人	400人
利用日数	2,824人日	2,891人日	2,959人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移していることを踏まえ、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

サ 医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	72人	73人	74人
利用日数	367人日	367人日	368人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数及び事業所数とも一定の利用水準で推移しており、今後も利用ニーズはあると考えられるため、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

ア 自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1人	2人	2人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

地域生活への移行促進を進めていることを踏まえ、直近の利用状況から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、開設やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 共同生活援助(グループホーム)

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	1,864人	1,997人	2,140人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用者数及び市内のサービス提供事業所数が増加していること、また、地域生活への移行促進を進めていることを踏まえ、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	1,279人	1,263人	1,247人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8(2026)年度末の施設入所者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	10,400人	10,750人	11,100人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

イ 地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	25人	25人	25人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者(精神保健福祉士、看護士、作業療法士等)や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図ります。

ウ 地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	50人	53人	55人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」・・・P. | 2 | 参照)

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
開催回数	2 回	2 回	2 回
関係者の 参加者数	32 人	32 人	32 人
目標設定・評価 の実施回数	2 回	2 回	2 回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

現行の北九州市精神保健福祉審議会の開催回数及び参加人数(委員数16名)を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

北九州市精神保健福祉審議会において目標設定及び評価を行い、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制を構築します。

イ 精神障害のある人の地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	22人	22人	22人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神障害のある人に対する地域移行支援のサービスの流れを周知普及することにより見込量の確保を図ります。

ウ 精神障害のある人の地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	26人	28人	29人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神障害のある人の地域定着支援の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

エ 精神障害のある人の共同生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	846人	906人	971人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神障害のある人の共同生活援助の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

オ 精神障害のある人の自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	0人	1人	1人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

今後の事業所増設を見込んで、活動指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

他市町村の精神障害のある人の自立生活援助の事例を関係者と共有し、精神障害のある人の自立生活援助ができる事業所が設立されるよう援助します。

力 精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	185人	187人	190人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

近年の推移から見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の情報を関係者と共有し、支援の普及を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置数	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上	「相談」「緊急時の受入れ・対応」 「体験の機会・場」の機能ごとに 1箇所以上

見込量の設定の考え方

令和2(2020)年度に、複数の居住支援のための機能(社会資源)を一体的に運用する「面的整備」の手法で整備した地域生活支援拠点等(緊急時の受入れ・対応)の体制を維持するとともに、北九州市障害者自立支援協議会における検討も踏まえ、他の機能の整備について見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保していきます。

イ 地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーター設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	1人	1人	1人

見込量の設定の考え方

地域生活支援拠点等の機能充実や地域の支援体制づくりのために基幹相談支援センターに配置しているコーディネーターの人数を見込量として設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、関係機関の連携を密にしながら、支援者の協力体制を確保していきます。

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	3回	3回	3回

見込量の設定の考え方

北九州市障害者自立支援協議会において実施する地域生活支援拠点等推進会議の開催回数を見込みました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

地域生活支援拠点等推進会議において、拠点等の運営に関する課題や地域のニーズについて継続的に検証・検討を行うことで、機能の充実・強化を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	372人	373人	375人
利用日数	6,892人日	6,985人日	7,079人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

今後も一定の利用ニーズがあるものと考えられることから、近年の利用状況を基
本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行う
ことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 就労継続支援(A型)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1,209人	1,250人	1,293人
利用日数	26,401人日	27,702人日	29,068人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数は増加傾向にあり、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び
率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行う
ことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 就労継続支援(B型)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	3,461人	3,696人	3,947人
利用日数	64,408人日	69,844人日	75,738人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内のサービス提供事業所数、利用者数ともに増加しており、利用ニーズも高いと考えられることから、近年の伸び率を基本として見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労定着支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	174人	189人	205人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

成果目標として設定した令和8(2026)年度末の就労定着支援の利用者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

才 生活介護【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	2,993人	3,008人	3,024人
利用日数	62,980人日	64,021人日	65,080人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

日中活動を支えるサービスである生活介護は、着実に利用が増加しています。

また、ニーズ把握調査では、今後も一定の利用が見込まれていることから、近年の伸び率を基本として、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 自立訓練(機能訓練)【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	8人	9人	9人
利用日数	153人日	157人日	160人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、利用者数、利用日数ともに概ね一定程度の水準で推移しており、今後も一定の利用があるものと考えられることから、北九州市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 自立訓練(生活訓練)…宿泊型自立訓練含む【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	197人	199人	202人
利用日数	3,551人日	3,590人日	3,629人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用日数は概ね一定程度の水準で推移しており、市内のサービス提供事業所の増加状況及び地域移行の促進を踏まえ、今後も一定の利用があるものと考えられることから、直近の利用者の増加状況を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 就労選択支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	—	193人	386人
利用日数	—	2,702人日	5,404人日

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

令和7(2025)年10月に創設が予定されている新たなサービスであり、サービス提供事業者の開設及び利用の開始等に時間を要すると考えられることから、制度開始直後は少なく、その後は、増加していくものとして利用者数等の見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

新たにサービス提供を検討している事業所への情報提供、開設やサービスの質の向上に向けた支援等を行うこと、また、利用希望者への周知を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ヶ 就労定着実績体制加算の支給決定数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
支給決定数	2事業所	3事業所	4事業所

※ 支給決定数：支給決定事業所数（事業所/年）

見込量の設定の考え方

国の目標値（2割5分以上）となる事業所数を令和8（2026）年度の目標としました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

就労定着支援事業所に対し、就労定着実績体制加算について、積極的な周知を図ります。

(5) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	1,205人	1,358人	1,529人
利用日数	14,154人日	15,650人日	17,305人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数とも大幅に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き事業所の開設も見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	3,266人	3,700人	4,192人
利用日数	50,041人日	56,549人日	63,902人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数とも大幅に増加しており、利用ニーズも高く、引き続き事業所の開設も見込まれることから、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保のための方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用児童数	105 人	116 人	128 人
利用日数	121 人日	132 人日	143 人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

利用者数、利用日数ともに増加傾向にあることから、近年の利用者数の増加状況を踏まえ、近年の伸び率を基本に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用児童数	9 人	10 人	12 人
利用日数	17 人日	18 人日	20 人日

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

※ 利用日数:月平均利用延べ日数(月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数)

見込量の設定の考え方

外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスのニーズが一定程度あることを踏まえて、直近の利用者の増加状況を基に見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

オ 福祉型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用児童数	57 人	57 人	57 人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

利用状況は概ね一定の水準で推移していると考えられることから、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 医療型障害児入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用児童数	33 人	35 人	37 人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

医療的ケアが必要な子どもの増加等により、少しづつ利用者数が増加していることから、近年の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用児童数	4,200人	4,700人	5,200人

※ 利用児童数:月平均利用児童数(人/月)

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供や相談支援の質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ク 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配置人数	1人	1人	1人

※ 配置人数:コーディネーター配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケアが必要な子どものニーズ等を踏まえて、引き続き医療的ケア児コーディネーターを配置します。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

医ケア児協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
設置の有無	有	有	有

見込量の設定の考え方

現在設置している障害者基幹相談支援センターを、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりの役割を担うものとして設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化等を図ります。

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
指導・助言件数	17件	19件	20件

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターが指定相談支援事業所を支援・協働しているケース数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害者基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業者の求めに応じて、協働して困難な事例に当たるなど、訪問等により助言等を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

イ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
支援件数	40 件	40 件	40 件

見込量の設定の考え方

相談支援従事者初任者研修の参加者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

令和2(2020)年度から障害者基幹相談支援センターが相談支援従事者初任者研修のうち地域実習を行うことにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

ウ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
実施回数	6回	6回	6回

見込量の設定の考え方

地域の相談機関等との連携につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、障害者基幹相談支援センターを含めた委託相談支援機関や指定相談支援事業所、区保健福祉課等の相談機関の連携強化を図ります。

エ 個別事例の支援内容の検証の実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
実施回数	6 回	6 回	6 回

見込量の設定の考え方

個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害者相談支援における課題や情報を共有・検討する会議や研修会の開催を通して、個別事例の支援内容の検証を行います。

オ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
配置人数	3 人	3 人	3 人

※ 配置人数：主任相談支援専門員配置人数(人/年)

見込量の設定の考え方

障害者基幹相談支援センターにおける現在の主任相談支援専門員配置数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

主任相談支援専門員養成研修への積極的な受講を通じて、障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の確保を図ります。

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

及び参加事業者・機関数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
実施回数	6 回	6 回	6 回
参加事業者数	35 事業者	35 事業者	35 事業者

見込量の設定の考え方

個別事例の検証につながる会議や研修会等の開催回数及び参加事業者数等を

踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

個別事例の検証につながる会議や研修会等を通じて、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を図ります。

イ 協議会の専門部会の設置数及び実施回数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
設置数	3 部会	3 部会	3 部会
実施回数	9 回	9 回	9 回

見込量の設定の考え方

北九州市障害者自立支援協議会における専門部会の設置数及び実施回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

北九州市障害者自立支援協議会において、個別事例の検討等を通じて課題を把握し、専門部会等で協議等を行うことにより、サービス基盤の開発や改善を図ります。

④ 相談支援

ア 計画相談支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	10,400人	10,750人	11,100人

※ 利用者数：月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

計画相談支援の利用者数は、引き続き増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案して見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

相談支援事業者や相談支援専門員への情報提供及び相談支援の質の向上に向

けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

イ 地域移行支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	25人	25人	25人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

精神科病院において精神障害のある人を支える医療従事者（精神保健福祉士、看護士、作業療法士等）や、その他司法関係施設の職員等に対して当該サービスの仕組みを周知・広報することにより、見込量の確保を図ります。

ウ 地域定着支援【再掲】

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
利用者数	50人	53人	55人

※ 利用者数:月平均利用人数(人/月)

見込量の設定の考え方

過去3年間の実績の推移を勘案し見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に含む研修会等を開催して、サービスの普及を図ることにより、見込量の確保を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉事務所職員の研修受講割合	100%	100%	100%

見込量の設定の考え方

福祉事務所において障害福祉サービス関連業務に携わる全ての職員が障害者総合支援法に係る具体的な内容を理解することを基本として指標を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

障害福祉サービス等に係る研修を開催し、福祉事務所と連携して関連業務に携わる職員の受講を促します。

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
審査・監査結果の共有回数	2回	2回	2回

見込量の設定の考え方

県内の指定権者(福岡県・北九州市・福岡市・久留米市)が行う実地指導の実績を基に、関係課長会議及び障害福祉サービス事業者等指定指導担当者連絡協議会を実施します。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

上記会議を開催し、審査結果及び指導監査結果を関係自治体間で共有することにより、障害福祉サービスの質の向上及び給付の適正化を図ります。

その上で、事業者に対して、丁寧かつ適切な指導及び助言を行います。

(8) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	2回	2回	2回

※ 開催回数:年間開催回数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の開催回数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもの支援に関わる機関やサービス事業者等が定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場として、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談件数	3,700件	3,700件	3,700件

※ 相談件数:年間相談件数(件/年)

見込量の設定の考え方

過去の相談件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
助言件数	30 件	30 件	30 件

※ 助言件数:助言を実施した件数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の助言件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

発達障害のある人や発達障害のある子どもに対する支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行います。

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
研修、啓発件数	32件	32件	32件

※ 研修啓発件数:研修や啓発を実施した件数(回/年)

見込量の設定の考え方

過去の研修等件数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

行政機関の職員を始め、商業施設の従業員、警察官等、発達障害の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への理解促進に取り組みます。

**オ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
(保護者)及び実施者数(支援者)**

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
受講者数	11人	11人	11人
実施者数	5人	5人	5人

見込量の設定の考え方

過去の受講者数を踏まえて、見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

保護者向けの支援プログラムを継続し、日常の生活における子育ての困りごとを解消できるよう支援します。

カ ペアレントメンターの人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
人数	18人	18人	18人

見込量の設定の考え方

現在の人数に加え、過去の育成実績を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

ペアレントメンター養成講座を行い、新規登録者の確保育成に努めています。

キ ピアサポートの活動への参加人数

事業量の見込み

見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
人数	40 人	40 人	40 人

見込量の設定の考え方

中学生、高校生、専門学校生、大学生、成人期等の当事者向けグループワークや研修会の参加者数を踏まえて見込量を設定しました。

実施に関する考え方及び見込量確保の方策

グループワークや研修会など、当事者の小グループによる活動を通してピアサポートの機会が広がるよう努めています。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

北九州市では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、以下の事業を実施しています。

計画では、市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込量確保の方策を定めます。

(Ⅰ) 北九州市が実施する事業の内容

ア 必須事業

- (ア) 理解促進研修・啓発事業
- (イ) 自発的活動支援事業
 - a ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策
 - b パソコンサポーター養成・派遣事業
 - c 本人活動支援事業
- (ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業
 - a 相談支援事業
 - b 専門性の高い相談支援事業
- (エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
- (オ) 意思疎通支援事業
 - a 意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (カ) 日常生活用具給付等事業
- (キ) 奉仕員養成研修事業
 - a 手話奉仕員養成研修事業
 - b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (ク) 移動支援事業
- (ケ) 地域活動支援センター機能強化事業
- (コ) 広域的な支援事業

イ 任意事業

- (ア) 日常生活支援事業
 - a 福祉ホーム
 - b 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練
 - c 訪問入浴サービス
 - d 日中一時支援事業
- (イ) 社会参加支援事業
 - a 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室
 - b 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業
 - c 芸術文化活動振興

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保の方策

ア 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障害者差別解消・共生社会推進事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
障害者差別解消・ 共生社会推進事業	事業の実施	有	有	有

事業実施の考え方

障害者差別解消法及び北九州市の障害者差別解消条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深める取組を促進します。

事業の見込量確保の方策

今後、障害者差別解消法・条例を市民や事業者へイベントや研修・講演会などを通じて、継続的に積極的な周知啓発を図ります。

(イ) 自発的活動支援事業

α ピアカウンセリング事業・地域精神保健福祉対策

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
ピアカウンセリング事業	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
地域精神保健福祉対策 (ピアサポート事業)	活動件数	6件	6件	6件

事業実施の考え方

ピアカウンセリング事業について、障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援します。

ピアサポート活動の見込量については、近年の推移から見込量を設定しました。

事業の見込量確保の方策

ピアカウンセリング事業については、近年の実績を基本とした箇所数を設定することで、十分な活動量を確保します。

ピアサポート事業について、ピアサポート活動の場を増やすために、引き続き関係各所に情報提供を行います。

b パソコンサポーター養成・派遣事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
パソコンサポーター 養成・派遣事業	養成人数	8人	8人	8人

※ 養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

パソコンやその周辺機器、スマートフォンや障害者支援アプリなどの使用に関する支援方法の講座などを開催し、パソコンサポーターを養成し、障害のある人へサポーターを派遣することで、障害のある人の社会参加を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c 本人活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
本人活動支援事業 (ボランティア活動 参加促進)	活動回数	74回	74回	74回

※ 活動回数：活動を実施した回数(回/年)

事業実施の考え方

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、社会参加を促していきます。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保の方策

事業の周知を図り、新たな障害のある人のボランティア活動の場を確保します。

(ウ) 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

a 相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談支援事業（障害者基幹相談支援センター）	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	事業の実施	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	事業の実施	有	有	有

※ 箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや居住サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取組を進めます。

事業の見込量確保の方策

訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援、障害のある人に対する虐待への対応、相談支援専門員が抱える困難事案への協働支援、関係機関と連携した支援の実施等を通じて、相談支援の質の向上を図ります。

b 専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
発達障害者支援センター運営事業	利用者数	781人	781人	781人

※ 利用者数：各年度の利用人数（人/年）

事業実施の考え方

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、北九州市立総合療育センター等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取組を進めます。

事業の見込量確保の方策

発達障害者支援センターについて市民への周知を図るとともに、北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携強化に取り組むことで、見込量の確保及び質の高い相談支援の提供を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業	利用者数	8人	8人	8人
成年後見制度法人後見支援事業	事業の実施	有	有	有

※ 利用者数：各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数(人/年)

事業実施の考え方

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定しました。また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進めます。

事業の見込量確保の方策

成年後見制度を周知・広報するとともに、成年後見が必要とする人に対して、制度利用することで、見込量の確保を図ります。

(オ) 意思疎通支援事業

事業量の見込み

a 意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業	派遣件数	3,014件	3,165件	3,323件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80件	84件	88件
重度障害者入院時 コミュニケーション支援事業	事業の実施	有	有	有

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
盲ろう者通訳・ガイド ヘルパー派遣事業	派遣件数	304件	319件	335件

※ 派遣件数:各年度の通訳者等派遣件数(件/年)

事業実施の考え方

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、聴覚障害のある人等の意思疎通を支援する通訳者等(手話通訳者、要約筆記者)の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業については、意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人に対して、医療機関に入院したときに、コミュニケーション支援員を介して円滑な医療行為を受けることができるよう支援します。見込量については、事業のニーズを踏まえて設定しました。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績を基本とし、事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保のための方策

サービス提供事業者とサービスを必要とする障害のある人へ情報提供を行い、利用者のニーズに沿った派遣を実施して、見込量の確保を図ります。

(カ) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	給付件数	109件	111件	113件
自立生活支援用具	給付件数	227件	232件	237件
在宅療養等支援用具	給付件数	269件	274件	279件
情報・意思疎通支援用具	給付件数	286件	292件	298件
排泄管理支援用具	給付件数	13,683件	13,957件	14,237件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	19件	19件	19件
合計		14,593件	14,885件	15,183件

※ 納付件数、利用件数:各年度の年間件数(件/年)

事業実施の考え方

日常生活用具の給付等については、在宅の障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具(日常生活用具)の給付を行うことで、日常生活の便宜を図ります。

近年、新たな技術の開発等により、障害のある人から品目等の追加希望が増えているため、ニーズ等を把握し、より日常生活が便利となるように給付内容の充実に取り組んでいきます。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

対象品目や対象要件等の見直しを定期的に行い、良質なサービスの提供を図ります。

また、日常生活用具の給付等を必要とする障害のある人に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(キ) 奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

a 手話奉仕員養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話奉仕員養成研修事業	養成人数	80人	80人	80人

b 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者養成事業	養成人数	37人	37人	37人
要約筆記者養成事業	養成人数	10人	10人	10人
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成人数 (隔年実施)	—	10人	—

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

聴覚障害のある人等のコミュニケーションを援助する手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者を養成し、聴覚障害のある人等の福祉の増進を図ります。

また、一人で外出することが困難な盲ろう者が、社会参加等の外出の際の移動及び意思疎通支援のために、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを育成します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保の方策

聴覚障害者団体等と連携を図りながら、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

(ク) 移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	利用者数	426人	427人	428人
	利用時間	64,194時間	64,634時間	65,074時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	5人	5人	5人

※ 利用時間:各年度の延べ利用時間(時間/年)

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度障害の

ある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の給付実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

移動支援事業については、サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

重度障害者大学等進学支援事業については、事業の対象となる大学等及びサービスの提供を必要とする利用者に対して、情報提供のあり方を検討し、広く情報が周知されるように努めます。

(ケ) 地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援センター事業	箇所数	9 箇所	9 箇所	9 箇所

※ 箇所数：各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方

障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を実施する地域活動支援センターに助成等を行います。センター設置の見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(コ) 広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート従事者数	16人	18人	19人

※ ピアサポート従事者数:各年度に従事するピアサポートの人数(人/年)

事業実施の考え方

過去の従事者数を踏まえて見込量を設定しました。

事業の見込量確保の方策

関係者との意見交換や地域への広報を通して、ピアソーターの活動の継続と活動の場を広げるよう努めています。

イ　任意事業

(ア) 日常生活支援事業

a 福祉ホーム

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉ホーム	利用者数	12人	13人	14人

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

事業実施の考え方

居宅その他の設備等、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援する福祉ホームに助成等を行います。

見込量については、近年の利用状況と事業のニーズを踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

b 生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	950人	950人	950人

※ 利用者数:各年度の年平均利用人数(人/年)

事業実施の考え方

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施します。

見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

第6期に引き続き、利用希望に沿えるよう事業の周知を図ります。また、実施内容や方法についても適宜改善し見込量を確保します。

c 訪問入浴サービス

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス	利用者数	19人	19人	19人
	利用回数	1,107回	1,107回	1,107回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

d 日中一時支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	利用者数	127人	129人	131人
	利用回数	7,289回	7,299回	7,309回

※ 利用者数:各年度の月平均利用人数(人/月)

※ 利用回数:各年度の延べ利用回数(回/年)

事業実施の考え方

日中一時支援事業については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図ります。

見込量については、事業のニーズ及び近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

サービス提供事業者への情報提供やサービスの向上に向けた支援を行うことによ

り、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(イ) 社会参加支援事業

a 障害者スポーツ大会・障害者スポーツ教室

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者スポーツ大会	参加者数	230人	240人	250人
障害者スポーツ教室	箇所数	19箇所	20箇所	21箇所

※ 参加者数:北九州市障害者スポーツ大会参加人数(人/年)

※ 箇所数:巡回スポーツ教室開催箇所数(箇所/年)

事業実施の考え方

スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図り、明るい生活形成に寄与するとともに、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保の方策

市民周知や関係機関との連携強化により、障害者スポーツ大会の参加者の増加や障害者スポーツ教室の実施箇所の増加を図ります。

b 点字・声の広報等発行事業・点訳奉仕員養成事業・音訳奉仕員養成事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
点字・声の広報等発行事業	発行回数	29回	29回	29回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	10人	10人	10人
音訳奉仕員養成事業	養成人数	10人	10人	10人

※ 養成人数:各年度の年間養成講座受講修了者数(人/年)

事業実施の考え方

点字・声の広報等発行については、すべての人が等しく情報を得ることができるよ

う、視覚に障害のある人へ北九州市が発行する広報物等の点字版等を作成し、情報提供等を行います。

点訳・音訳奉仕員養成事業については、視覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアを養成し、障害のある人の社会参加を促進します。見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業の見込量確保の方策

本業務の委託先が有する障害当事者、障害者団体とのネットワークを活用して、その役割を広くPRし、見込量の確保を図ります。

c 芸術文化活動振興

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芸術文化活動振興	出展数	245点	255点	265点

※ 出展数：北九州市障害者芸術祭作品展への作品出展数(点/年)

事業実施の考え方

北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が文化芸術活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績を踏まえて設定しました。

事業の見込量確保の方策

市民周知や関係機関との連携強化により、出展数の増加を図ります。